

<一般委託>

日の出ポンプ場ほか産業廃棄物等収集運搬委託(その2) 仕様書

日の出ポンプ場ほか産業廃棄物等収集運搬委託(その2)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本委託は、日の出ポンプ場ほか5か所から排出される事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬を委託するものである。
2	履行期間	令和4年7月1日から令和5年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市日の出町2丁目16番地ほか5か所
4	業務内容	別紙特記仕様書による
5	特記事項	年度当初に、委託者と受託者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、令和5年4月1日から令和5年6月30日まで本契約と同一単価で随意契約するものとする。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。その他の事項は別紙特記仕様書による。
6	関係法規	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令
7	資格要件	下記の ア 及び イ の許可を有すること。 ア 横須賀市の一般廃棄物収集運搬業許可 イ 神奈川県または横須賀市の産業廃棄物収集運搬業許可
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託):単位(円/kgおよび円/回)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市上下水道局 技術部 水再生課 那須野 真 046-823-7617

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

日の出ポンプ場ほか産業廃棄物等収集運搬委託(その2)

作業名	予定数量	単位	上限単価(税抜き)	契約単価(税抜き)
事業系一般廃棄物 (持ち込み費用)	7,900	kg	40 円	
事業系一般廃棄物 収集運搬	39	回	48,000 円	
産業廃棄物 収集運搬 (下町浄化センター)	30	回	8,000 円	
産業廃棄物 収集運搬 (日の出ポンプ場、舟倉 第2ポンプ場、下町浄化 センター、上町ポンプ 場、追浜浄化センター、 西浄化センター)	9	回	48,000 円	

日の出ポンプ場ほか
産業廃棄物等収集運搬委託（その2）

特記仕様書

令和4年度

横須賀市上下水道局

委 託 名 日の出ポンプ場ほか産業廃棄物等収集運搬委託（その2）

1 場 所	横須賀市日の出町2丁目16番地	日の出ポンプ場
	横須賀市舟倉1丁目1番16号	舟倉第2ポンプ場
	横須賀市三春町2丁目1番地	下町浄化センター
	横須賀市公郷町1丁目25番地	上町ポンプ場
	横須賀市浦郷町5丁目2931番地	追浜浄化センター
	横須賀市長坂2丁目2番2号	西浄化センター

2 期 間 自 令和4年7月1日
至 令和5年3月31日

第1条（目的）

本特記仕様書は、排出事業者：横須賀市上下水道局（以下「甲」という。）と、収集・運搬業者（以下「乙」という。）で、甲の事業場：日の出ポンプ場・舟倉第2ポンプ場・下町浄化センター・上町ポンプ場・追浜浄化センター及び西浄化センター から排出される事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬を委託するにあたり、乙の業務内容について定めるものである。

第2条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、及びその他関係法令を遵守するものとする。

第3条（委託内容）

（1）乙の事業範囲

乙は一般廃棄物の収集・運搬に関する事業範囲及び産業廃棄物の収集・運搬に関する事業範囲を証するものとして、本仕様書内容に有効な許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項等に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

（2）委託する事業系一般廃棄物の種類、数量及び単価

甲が、乙に対し収集・運搬を委託する事業系一般廃棄物の種類、予定数量及び運搬単価は、次のとおりとする。

収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価（予定）

ア 種 類	:	<u>燃せるごみ</u>
イ 予定数量	:	<u>7,900kg</u>
ウ 予定回数	:	<u>39回</u>
ウ 単 価	:	<u>契約書のとおり</u>

（3）委託する産業廃棄物の種類・予定数量及び単価

甲が乙に対し収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び

委託単価は、次のとおりとする。

ア 種類	:	<u>・廃プラスチック類</u> <u>・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</u> <u>・金属くず</u>
イ 予定数量	:	<u>廃プラスチック類 2,530kg</u> <u>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 470kg</u> <u>金属くず 970kg</u>
ウ 予定回数	:	<u>下町浄化センター 30回</u> <u>下町浄化センターを含む全排出事業場 9回</u>
エ 単価	:	<u>契約書のとおり</u>

(4) 輸入廃棄物の有・無

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注：下記の①②いずれかを選択すること)

- ① 輸入廃棄物：無
② 輸入廃棄物：有

(5) 事業系一般廃棄物の処分の場所、方法及び処理能力

乙は、甲から委託された前項の事業系一般廃棄物を、次の場所へ運搬する。

ア 事業場の名称	:	<u>横須賀ごみ処理施設 (エコミル)</u>
イ 所在地	:	<u>神奈川県横須賀市長坂5丁目1番1号</u>
ウ 処分の方法	:	<u>焼却処分</u>
エ 施設の処理能力	:	<u>360t/24h(120t×3炉)</u>

(6) 産業廃棄物の処分の場所、方法及び処理能力

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、次の場所へ運搬する。

ア 事業場の名称	:	<u>環境衛生管理株式会社</u>
イ 所在地	:	<u>神奈川県横須賀市長沢5丁目3241番</u>
ウ 処分の方法	:	<u>許可証のとおり</u>
エ 施設の処理能力	:	<u>許可証のとおり</u>

(7) 積替保管

乙は、甲から委託された廃棄物の積替えを行わない。

第4条 (混載禁止)

乙は、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物共に本業務以外の運搬物を混載してはならない。

第5条 (廃棄物の運搬車両)

乙は、廃棄物の運搬に使用する車両について次の条件を満たす車両を用意し本業務に使用すること。また、契約時に乙は甲へ使用車両一覧表及び使用車両の自動車検査証の写しを各1部提出すること。

- (1) 事業系一般廃棄物の運搬車両
- ア 当該車両の自動車検査証に記載される「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」は乙であること。
 - イ 当該車両の自動車検査証に記載される車体の形状がダンプ・塵芥車又は着脱装置付コンテナ専用車であること。
 - ウ 荷台を傾斜させ、廃棄物の自重で搬出先の指定場所へ荷降ろし出来る構造又は自動排出機能を有していること。
 - エ 車両総重量が搬出先の計量上限であること。
 - オ 車両全高が3.5 m以内であること。
 - カ 廃棄物の飛散を防止するための天蓋又はシートが具備されていること。
 - キ 長さ7.5m、幅3mの計量器で計量が可能であること。
- (2) 産業廃棄物の運搬車両
- ア 当該車両の自動車検査証に記載される「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」は乙であること。
 - イ 当該車両の自動車検査証に記載される車体の形状がダンプ又は着脱装置付コンテナ専用車であること。
 - ウ 荷台を傾斜させ、廃棄物の自重で搬出先の指定場所へ荷降ろし出来る構造であること。
 - エ 車両総重量は第3条(6)の処分業者の指示に従うこと。
 - オ 廃棄物の飛散を防止するための天蓋又はシートが具備されていること。
 - カ 処分業者の計量器で計量が可能であること。

第6条（作業の打合せ）

乙は、本業務の実施にあたっては施設の業務に支障をきたすことがないように監督員と十分協議のうえ、厳正に遂行すること。

第7条（調査等）

甲は、乙の委託業務の実施状況について、調査の実施及び報告を求めることが出来る。また委託業務の処理に関し、必要な指示を与えることができるものとする。

第8条（廃棄物の積込方法）

(1) 事業系一般廃棄物

各排出事業場の事業系一般廃棄物集積所に保管した事業系一般廃棄物を、乙が乙の車両に積み込む。また乙は、積み込み時・荷降ろし時及び運搬時に廃棄物が周囲に飛散しないよう、注意して作業を行う。

(2) 産業廃棄物

各搬出事業場の産業廃棄物倉庫に保管した産業廃棄物を、乙が乙の車両に積み込む。また乙は、積み込み時及び荷降ろし時に廃棄物が周囲に飛散しないよう、注意して作業を行う。

第9条（積込量）

甲が行う廃棄物の積込量について、運搬車両の最大積載量及び車両総重量を超えている場合を除いては、乙は甲に対し積込量について、異議を申し立てることができない。

第10条（計量単位）

kg単位とし1kgに満たない端数については、四捨五入とする。

第11条（収集運搬回数）

収集運搬回数については、原則以下のとおりとする。なお、1回で複数台使用時も1回とする。

（1）産業廃棄物

ア 日の出ポンプ場・舟倉第2ポンプ場・上町ポンプ場・追浜浄化センター及び西浄化センターについては全9回で内訳は以下のとおりとする。

（ア）廃プラスチックは、1回／月

（イ）ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは、1回／月

（ウ）金属くずは、1回／月

（エ）その他甲の要請に対し乙が了承した場合

イ 下町浄化センターについては全39回（内9回は前項（1）アの排出事業場と同時）で内訳は以下のとおりとする。

（ア）廃プラスチックは、1回／週

（イ）ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは、1回／週

（ウ）金属くずは、1回／週

（エ）その他甲の要請に対し乙が了承した場合

ウ 1回で全排出事業場を回ることとするが、状況により変更が生じる場合は別途協議による。

（2）事業系一般廃棄物

ア 全排出事業場、1回／週

（3）搬出日は甲が指定した日とするが、廃棄物発生状況により変更が生じた場合については、別途協議するものとする。

第12条（搬出日時）

搬出先の休業日を除く、甲が指定した日の午前8時30分から午後5時15分までの間で甲が指定した時刻とするが、廃棄物の発生状況により変更が生じた場合については別途協議するものとする。

第13条（搬入日時）

（1）事業系一般廃棄物は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後4時までを基本とするが、第3条（5）の処分業者の指示に従うこと。

（2）産業廃棄物は、搬出先の休業日を除く営業時間内を基本とするが、第3条（6）

の指示に従うこと。

第14条（天候等）

荒天、風雪等の災害その他緊急の理由により、甲より運搬にかかる特別な指示があった場合、乙はこれに従うこと。

第15条（運搬経路）

乙は、通過地の生活環境に影響を及ぼすことがないように高速自動車道及び自動車専用道路などを極力使用するよう経路を選択するものとする。また一部区間については、搬出先の指定する経路に従うこと。

第16条（運搬上の注意）

乙は運搬にあたり、廃棄物が飛散及び流出しないよう必要な措置を講じるとともに、運搬に伴う悪臭及び騒音振動によって、通過地の生活環境保全上支障が生じないように努めなければならない。

第17条（搬入方法）

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の搬入については、第3条の処分業者の指示に従うこと。

第18条（計量方法）

乙は、事業系一般廃棄物については車両積込み時に計量を行う。産業廃棄物については第3条の処分業者にて計量を行う。なお、単位については第10条による。

第19条（異物運搬）

乙が運搬した廃棄物に異物等が混入し、搬出先で当該異物等の受入れを拒否された場合、乙は、当該異物等について、排出事業場まで運搬しなければならない。その運搬にかかる経費については、乙の負担とする。

第20条（車両管理）

乙は、車両の故障などにより、運搬業務に支障を及ぼさないよう、法定点検、日常点検及び必要な点検を実施し、車両を安定的に稼働させなくてはならない。また、必要に応じて洗車を行い、車両の美観を保つこと。また、不測の事故に十分対応出来る自動車保険（任意）に加入しておくこと。

第21条（車両故障等）

乙は、運搬車両の故障、事故、その他の不測の事態が生じた場合、速やかに甲に報告するとともに、速やかに解決しなければならない。また、甲の廃棄物の搬出予定に支障が生じることがないように、代替車両を用意すること。代替車両にかかる経費の一切は、乙が負担すること。

第22条（緊急時連絡体制）

乙は、契約時運搬車両の故障、事故、その他の不測の事態が生じた場合の連絡系統図を記載した緊急時連絡体制表を、甲に1部提出すること。

第23条（労務管理）

乙は、本業務の重要性を十分理解したうえで、業務従事者の労務管理について特に留意し、安全かつ円滑に業務を履行すること。

第24条（安全管理）

乙は、従業員に対し、技術力向上を図り、業務訓練及び安全衛生教育を行い、事故発生防止に努め、従業員の過失に起因する事故などに対し、一切の責任を負わなければならない。

第25条（費用の負担）

乙は、本業務の実施にあたり、必要な従事者・運搬用車両及び必要な資機材にかかる一切の経費を負担しなければならない。

第26条（産業廃棄物の適正処理に必要な情報の提供）

(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、乙の請求により提出することができる。その際は以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

(2) 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

(3) 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年6月）の「容器貼付用ラベル」参照）。

(4) 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

(5) 甲は、乙の請求により次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示することができる。

産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類

②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

③金属くず

提示する時期又は回数：必要に応じて

第27条（甲乙の責任範囲）

乙は、甲から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分業者に引渡すまで、法令に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

第28条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された事業系一般廃棄物の収集・運搬を他人に委託してはならない。また、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て、法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第29条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡及び承継させてはならない。

第30条（委託業務終了報告）

（1）事業系一般廃棄物

乙は、甲から委託された産業廃棄物の搬出を適正に処理すること。また、事業系一般廃棄物の業務終了報告として、月末に完了届と排出事業場ごとの重量内訳書を作成し、甲に提出すること。

（2）産業廃棄物

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬を、マニフェストにより適正に処理すること。また、業務終了報告として、月末に完了届と排出事業場及び種類ごとの重量内訳書を作成し、甲に提出すること。

第31条（電子マニフェスト化の推進について）

乙は、電子マニフェスト導入について積極的に取り組まなければならない。

第32条（業務の一時停止）

- （1）乙は、甲から委託された廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたとき、業務を一時停止し、ただちに、甲に当該事由の内容及び甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知すること。甲は、その間、新たな処理の委託は行わないこととする。
- （2）甲は、乙から前項の通知を受けたとき、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第33条（報酬・消費税・支払い）

- （1）甲の委託する廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第3条第2項及び3項にて定める単価、数量に基づき算出し、書面をもって、甲に請求するものとする。なお、排出場所ごとに数量がわかるよう、内訳を付けること。
- （2）甲の委託する廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担するものとする。
- （3）報酬の額が経済情勢の変化及び第26条第2項、第32条等により不相当となったとき、甲乙双方の協議により、これを改定することができる。

第34条（内容の変更）

甲及び乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価及び契約期間を変更する場合、又は予定数量を超える場合は、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第26条第2項及び第32条の場合も同様とする。

第35条（予定数量）

仕様書に記載されている数量は予定であり、運搬する廃棄物の量が予定数量より少なかったことに起因する損害について、乙は、甲に対し、一切請求することはできない。

第36条（機密保持）

甲及び乙は、委託業務に関連し、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合は、相手方の文書による承諾を得なければならない。

第37条（契約の解除）

- （1）甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
- （2）甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合、又は密接な関係がある場合に、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

(3) 甲又は乙から契約を解除した場合において、この契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、甲及び乙は、次の措置を講じなければならない。

ア 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の廃棄物を、甲の費用をもって、当該廃棄物を引き取ることがを要求し、若しくは、乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し、当該運搬の費用を請求することができる。

イ 乙の義務違反により甲が解除した場合

(ア) 乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、若しくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

(イ) 乙が他の業者に委託する場合、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

(ウ) 上記(イ)の場合、甲は、当該業者に対し、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の廃棄物の収集・運搬を行わせるものとし、その負担した費用等を、乙に対して、償還を請求することができる。

第38条（協議）

この特記仕様書に定めのない事項、又は、この特記仕様書の各条項に関する疑義が生じたときは関係法令にしたがい、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第39条（グリーン物品購入および環境配慮関係）

グリーン物品購入および環境配慮関係については、次に従うこと。

(1) この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本指針および調達方針に基づく環境物品等を納品すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。

（以上方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）

(2) 本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により、事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。

委託業務実施要領

横須賀市上下水道局技術部水再生課

この委託業務実施要領は、「特記仕様書」と共に、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物を適正に収集・運搬するために必要な事項を定めるものである。

排出事業者（以下：甲）収集・運搬受託者（以下：乙）及び処分受託者（以下：丙）は次の各号に掲げる事項に留意して、業務を実施しなければならない。

- 1 乙は、契約時に一般廃棄物及び産業廃棄物収集・運搬業許可申請の際に添付した事業の用に供する機材の写（運搬車両一覧表、及び車検証の写などで、一般廃棄物又は産業廃棄物を運搬するために使用する運搬車両に限る）を甲に1部提出するものとする。運搬車両の変更による、「一般廃棄物収集・運搬業変更届」「産業廃棄物収集・運搬業変更届」を提出した際も同様とする。
- 2 乙が廃棄物を収集・運搬するために、甲の排出事業場へ入退場する際は、収集・運搬する日に使用する「運搬車両」及びその車両の「最大積載量」をあらかじめ甲の監督員に連絡（登録）するものとし、乙は、甲の諸規則を遵守し、甲の指示に従い、作業を行うものとする。
- 3 乙は運搬に際し、「積載超過」のないようにし、「飛散防止措置」を講じなければならない。
- 4 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し乙に交付する。乙は、このマニフェストを産業廃棄物とともに、丙へ回付しなければならない。
- 5 甲、乙及び丙は、絶えず新しい「情報の交換」を行い、円滑なる運営を図ることに努めるものとする。
- 6 電子マニフェストシステムについて、甲、乙及び丙は協議を行い、速やかにその運用を図ることに努めるものとする。
- 7 この要領に定めのない事項については「甲の監督員の指示」によるものとする。